

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
道路交通情報に関する業務	支出負担行為担当官 深澤 淳志 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.4.1	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。 具体的には、委託業務実施要領の第5(1)に記載された情報について、各地方整備局に配置された職員や各地方整備局との機器接続により収集し、これらの情報を道路利用者に対して、適時適切に提供するものである。 本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要であり、例えば、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合には、必要な情報収集を実施し、ラジオ、テレビ、直接電話等を通じて重大な事象が発生している旨の情報提供に努めることが求められる。公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報提供業務の充実強化の必要性を背景に、警察・道路管理者両者において情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された法人である。設立以来、当センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築し、また全国各地に配置している職員は、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。このように、当センターは、収集業務に関して、各地方整備局から情報を随時収集し、他の管理者と比較し確認できる体制を有している唯一の団体である。本業務は災害時においても、業務を遂行することが求められるが、同団体は、電気通信事業法に基づき、災害時優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣からの指定を受けている。 以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。	219,545,000	219,545,000	100.00%	-	公財	国所管	-	
道路交通情報に関する業務委託	山崎 弘善 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H27.4.1	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	・会計法第29条の3第4項 ・本業務は、道路工事等による通行規制に関する情報等について収集整理し、道路利用者への提供等を行うことを主な内容としている。本業務の実施にあたっては、道路管理者等の管理業務の一部である道路及び道路交通の現況把握及び道路利用者への周知を行うものであることから、受託者には道路管理者等と同等の専門的かつ高度な情報収集能力と発信能力を有することが必要であり、災害や異常気象に伴う通行止め等が発生した場合においては、必要な情報収集を実施し、ラジオ、テレビ、直接電話等を通じて重大な事象が発生している旨の情報提供に努めることが求められる。公益財団法人日本道路交通情報センターは、道路交通情報提供業務の充実強化の必要性を背景に、警察・道路管理者両者において情報を一元的に収集し、正確かつ迅速に情報提供することによって交通の安全及び円滑化を図るために設立された法人である。設立以来、同センターは、情報収集・提供のコンピュータシステム及び全国ネットワークを構築し、また全国各地に配置している職員は、情報の収集及び電話、ラジオ、テレビ等の複数の媒体を通じた情報の提供に不可欠な専門的かつ高度な知識、技術及び技能を習得している。 このように、同センターは、収集業務に関して、各地方整備局等から情報を随時収集し、他の管理者と比較し確認できる体制を有している唯一の団体である。 また、本業務は災害時においても、業務を遂行することが求められるが、同センターは、電気通信事業法に基づき、災害時優先通信ができる「輸送の確保に直接関係がある機関」として総務大臣からの指定を受けている。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により随意契約を締結するものである。	77,877,000	77,877,000	100.00%	-	公財	国所管	1者	
13号地信号所建物、ケーブル管路用地借上	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 大久保 安広 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	H27.4.1	(公財)日本海事科学振興財団 東京都品川区八潮3番1号	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合	4,878,612	4,878,612	100.00%	-	公財	国所管	1者	
電気・水道料 東京13号地船舶通航信号所	支出負担行為担当官 第三管区海上保安本部長 大久保 安広 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	H27.4.1	(公財)日本海事科学振興財団 東京都品川区八潮3番1号	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合	3,041,284	3,041,284	100.00%	-	公財	国所管	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
国際園芸博覧会出展による造園緑化技術の海外展開調査	支出負担行為担当官 小関 正彦 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.4.9	(公財)都市緑化機構 理事長 奥水 肇 東京都千代田区神田神保町三丁目2番地4	本業務は、我が国の緑化技術の発信と海外展開の促進を図るため、2016(平成28)年にトルコ共和国アンタルヤ市において開催が予定されている『アンタルヤ国際園芸博覧会』に出展するにあたっての出展内容等に関する企画及び調査検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、我が国の造園緑化技術を幅広く紹介するための展示内容の企画検討や園芸博覧会開催期間中の造園緑化技術の普及啓発の企画検討を行うための能力を有していることが必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成27年2月13日から平成27年3月10日までの期間、庁内掲示板及び調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、5者が業務説明書の交付を求め、2者から企画提案書の提出があった。提出のあった2者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人 都市緑化機構の企画提案が特定された。その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していること判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。 (企画競争)	9,999,720	9,806,400	98.07%	-	公財	国所管	2者	
海洋開発技術者育成のための基盤整備業務	支出負担行為担当官 石田 優 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.4.13	(公財)日本財団 東京都港区赤坂1-2-2	周辺海域に開発現場のない我が国においては、これまで、海洋開発技術者を育成するための産学による育成システムが確立しておらず、このため、産業界のニーズをふまえた育成カリキュラム・教材の整備や、実習機会の確保など、海洋開発技術者の確保・育成に向けたシステムの構築が必要である。このため、本事業では、海洋開発技術者育成のための基盤整備として、専門カリキュラム・教材の開発及び、海洋資源開発に用いられる船舶等の構造物(以下、「海洋構造物」という。)のオペレーションを理解するためのシミュレーションシステムの開発を行い、人材育成システムの基盤を整備することを目的としている。 海洋開発に必要な技術は、機械、電気、化学、造船、資源、土木等多岐にわたるが、これらの技術を包括的に取り扱い、教育を行っている大学の学部・学科は日本には存在しない。このため、専門カリキュラム・教材やシミュレーションシステムは、これまで我が国において開発・策定されたものがなく、本事業の実施にあたって、その検討・開発業務を最適に実施するために、事前に開発手法等の仕様を確定することは困難である。 その結果、当該法人は、業務内容の理解度、提案内容の的確性、業務遂行の確実性、業務実施の効率性等において、最も高い評価を受け選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	129,340,725	128,365,350	99.25%	-	公財	国所管	1者	
海洋開発技術者育成のための海外連携体制構築のための調査	支出負担行為担当官 石田 優 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.4.13	(公財)日本財団 東京都港区赤坂1-2-2	周辺海域に開発現場のない我が国においては、これまで、海洋開発技術者を育成するための産学による育成システムが確立しておらず、このため、産業界のニーズをふまえた育成カリキュラム・教材の整備や、実習機会の確保など、海洋開発技術者の確保・育成に向けたシステムの構築が必要である。このため、本事業では、海外の海洋資源・エネルギー開発関連企業や大学等のインターンシップ・留学の受入状況等を調査し、基礎的情報を整理するとともに、海外との連携体制の構築に向けた必要な方策を検討することを目的としている。 本事業の実施にあたっては、技術的な側面のみならず、国内の教育制度・体制等の観点も含めた調査を実施する必要があるが、これまで我が国においては、海洋技術者の育成に関する海外の企業・大学等との連携体制が確立されていないばかりか、国内大学に専門の学部・学科等も無いため、当該調査業務を最適に実施するために、事前にヒアリング内容等の仕様を確定することは困難である。 当該法人は、提案要領に基づき企画競争を実施した結果、業務内容の理解度、提案内容の的確性、業務遂行の確実性、業務実施の効率性等において、最も高い評価を受け選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	20,572,151	18,935,430	92.04%	-	公財	国所管	1者	
平成27年度 地積測量図作成等業務(その1) 地積測量図作成等一式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 土佐国道事務所長 横地 和彦 土佐国道事務所 高知県高知市江陽町2-2	H27.4.13	(公社)高知県公共囃託登記土地家屋調査士協会 高知市越前町2-7-11	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、高知地方方法務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(以下「要領」という。)」第6条に作成方法が定められている。 要領第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名又は記名押印すべき者は、当該土地を調査、測量した者とする。」と定められている。 従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した上記の相手方に限定される。よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	1,562,878	1,562,878	100.00%	-	公社	国所管	1者	単価契約 最終契約金額は617,251円

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成27年度 地積測量図作成等業務(その1) 地積測量図作成等一式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 石田 和敏 中村河川国道事務所 高知県四万十市右山2033-14	H27.4.21	(公社)高知県公共囑託登記土地家屋調査士協会 高知市越前町2-7-11	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成を行うものである。地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、高知地方支庁が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(以下「要領」という。)」第6条に作成方法が定められている。要領第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名し、又は記名押印すべき者は、当該土地を調査し、及び測量した者とする。」と定められている。従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、過年度実施の囑託登記において当該土地の調査等を実施した上記の相手方に限定される。よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	2,200,424	2,200,424	100.00%	-	公社	国所管	1者	単価契約 最終契約金額は 1,963,276円
平成27年度 地積測量図作成等業務 地積測量図作成等一式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長 上林 正幸 大洲河川国道事務所 愛媛県大洲市中村210	H27.4.23	(公社)愛媛県公共囑託登記土地家屋調査士協会 松山市南江戸1-4-14	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。公益社団法人愛媛県公共囑託登記土地家屋調査士協会は、社員である土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合して、官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量、登記の囑託(申請)の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的に設立された。地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、松山地方支庁が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(以下「要領」という。)」第5条に作成方法が定められている。要領第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名又は記名押印すべき者は、当該土地を調査、測量した者とする。」と定められている。従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した上記の相手方に限定されるため、上記の相手方と地積測量図の作成及びこれに付随する諸業務について、会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	5,210,168	5,210,168	100.00%	-	公社	国所管	1者	単価契約 最終契約金額は 3,564,645円
事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析研究業務 一式	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局長 田端 浩 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.4.28	(公財)交通事故総合分析センター(ITARDA) 東京都千代田区猿樂町2-7-8 住友水道橋ビル8階	本業務について、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者はいなかったことから、会計法29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路交通法第108条の13に基づく交通事故調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	58,011,672	57,990,000	99.96%	-	公財	国所管	1者	
土地基本調査確報に係る復元倍率作成等業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 毛利 信二 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.4.28	(公財)統計情報研究開発センター 東京都千代田区神田神保町3-6	【理由】 本業務は、法人土地・建物基本調査及び総務省が実施した住宅・土地統計調査結果を再集計して作成する世帯に係る土地基本統計について、確報結果の集計に用いる集計用復元倍率(乗率)の作成、標本誤差の算出及び検証等を行うものであり、本業務を適切に遂行するためには、推計手法等の統計理論に対する知見を有するとともに、業務内容を十分理解した上で、業務を効果的・効率的に実施できるノウハウを有している者であることが必要である。 このことから、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、公益財団法人統計情報研究開発センター1社から企画提案書が提出された。 公益財団法人統計情報研究開発センターから提出された企画提案書の内容を審査した結果、業務内容を十分理解していると同時に、統計理論に対する豊富な知識を有していることから、本業務を実施するための適切な業務遂行能力があると判断し、契約の相手方として公益財団法人統計情報研究開発センターとの随意契約を行うこととした。 【根拠】 会計法29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号	15,854,400	15,845,544	99.94%	-	公財	国所管	1者	
平成27年度 地積測量図作成等業務(その1) 地積測量図作成等一式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所長 西澤 洋行 山鳥坂ダム工事事務所 愛媛県大洲市脇川町予子林6-4	H27.5.1	(公社)愛媛県公共囑託登記土地家屋調査士協会 松山市南江戸1-4-14	本業務は、山鳥坂ダム事業において、過年度に(公社)愛媛県公共囑託登記土地家屋調査士協会が調査等を行った土地について、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等、土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であるが、その作成方法は松山地方支庁が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(第6条第16項において「地積測量図に作成者として署名し、又は記名押印すべき者は、当該土地を調査し、測量した者とする。」と定められている。従って、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した上記の相手方に限定される。よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	5,046,699	5,046,699	100.00%	-	公社	国所管	1者	単価契約 最終契約金額は 1,896,337円

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
屋上緑化等に関する実績分析及び技術推進方策検討調査	支出負担行為担当官 小関 正彦 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.5.7	(公財)都市緑化機構 理事長 奥水 肇 東京都千代田区神田神保町三丁目2番地4	本業務は、屋上緑化や壁面緑化に関する施工実績等の傾向を把握するとともに、民間事業者等が実施する緑化技術開発の取組の動向の把握・分析を通じた緑化技術開発の推進方策のあり方について検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、屋上緑化・壁面緑化の施工実績の増減の要因分析や民間事業者等が実施する技術開発に関する今後の推進方策検討するための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成27年3月25日から4月10日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、4者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても確信があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験等を有していることと判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。（企画競争）	16,976,520	16,956,000	99.88%	-	公財	国所管	1者	
日本庭園の普及啓発等に関する検討調査業務	支出負担行為担当官 小関 正彦 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.5.7	(公財)都市緑化機構 理事長 奥水 肇 東京都千代田区神田神保町三丁目2番地4	本業務は、国内外に存在する主要な日本庭園について、その適切な維持管理や利活用が進められるよう、日本庭園の設置状況等の把握を行うとともに、維持管理等に関する課題を抽出し、今後の日本庭園の維持管理や普及啓発事業のあり方等に関する検討を行うものである。 本業務の履行にあたっては、国内外の日本庭園における維持管理上の課題に関する把握方法及び整理や、海外日本庭園における日本からの技術支援を含めた持続的な維持管理方策の検討を行うための能力を有していることが必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成27年3月30日から平成27年4月13日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、11者が業務説明書の交付を求め、3者から企画提案書の提出があった。提出のあった3者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人 都市緑化機構の企画提案が特定された。その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても確信があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験等を有していることと判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。（企画競争）	16,934,400	16,900,000	99.80%	-	公財	国所管	3者	
踏切対策促進のための連続立体交差事業等の効率的な推進方策検討業務	支出負担行為担当官 小関 正彦 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.5.7	踏切対策促進のための連続立体交差事業等の効率的な推進方策検討業務(公社)日本交通計画協会・(株)国際開発コンサルタント・(株)トニーニコンサルタント・(株)復建エンジニアリング共同提案体代表者 (公社)日本交通計画協会 代表理事 中田 康弘 東京都文京区本郷3-23-1	本業務は、連続立体交差事業における関係者間の協議・調整の円滑化のための改善策や民間活力の活用等による事業推進方策を検討するとともに、地域の特性をふまえた連続立体交差事業等の進め方について検討を行うことを目的とする。本業務を行うにあたっては、連続立体交差事業に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、業務に応用可能な業務実績を有しており、さらに、仕様書での記載を具体化したキーワードが網羅されており、また、事業区間、関係主体、事業時期の各区分を明確にした検討アプローチが提案されていること、地域区分、事業区間の二面から捉えた検討アプローチが提案されていることから、的確性、実現性及び独創性があるものと判断し、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、踏切対策促進のための連続立体交差事業等の効率的な推進方策検討業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社国際開発コンサルタント・株式会社トニーニコンサルタント・株式会社復建エンジニアリング共同提案体と随意契約を行うものである。（企画競争）	15,994,800	15,984,000	99.93%	-	公社	国所管	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
新興国における都市交通システム導入促進に向けた調査・支援業務	支出負担行為担当官 小関 正彦 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.5.7	新興国における都市交通システム導入促進に向けた調査・支援業務（公社）日本交通計画協会（株）メッツ研究所共同提案体 代表者（公社）日本交通計画協会 代表理事 中田 康弘 東京都文京区本郷3-23-1	本業務は、日本が高度経済成長期以降に都市開発と一体となって導入されてきた都市交通システムについて、日本の技術的優位性を整理したうえで、カンボジアなどのアジア新興国における都市交通システム導入に向けた調査を行う。さらに、現地において日本の都市交通システムの技術をPRするためのセミナーを開催し、交通分野における民間企業の海外展開を推進することを目的とする。本業務の履行にあたっては、日本の都市交通システムに関する法制度および技術的観点から優位点等を整理し、今後の対応方針について整理するため、およびカンボジアなどのアジア新興国を対象に、交通渋滞等の都市問題を解決可能な都市交通システムの整備手法、路線構想の策定等の検討を行うための高度な知識・技術を有していることなどが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。企画競争実施のため、平成27年3月10日から3月30日までの期間、庁内内掲示板及び調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、12者が業務説明書の交付を求め、3月30日までに2者から企画書の提出があった。提出のあった2者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「企画競争有識者委員会」に諮った結果、新興国における都市交通システム導入促進に向けた調査・支援業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社メッツ研究所共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していることから同者が特定された。したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。	14,482,800	14,364,000	99.18%	-	公社	国所管	2者	
市街地における自転車利用の促進策に関する検討調査業務	支出負担行為担当官 小関 正彦 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.5.7	市街地における自転車利用の促進策に関する検討調査業務（公社）日本交通計画協会（株）ドーコン東京支店（株）日本能率協会総合研究所共同提案体 代表者（公社）日本交通計画協会 代表理事 中田 康弘 東京都文京区本郷3-23-1	本業務は、コンパクトシティにおける自転車施策、駐輪場の配置、コミュニティサイクルの利用促進等について、先進的な取組事例の収集及び課題の抽出・整理等を行い、市街地における自転車利用の促進策について検討することを目的とする。本業務を行うにあたっては、自転車施策に関する業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、仕様書での記載を具体化したキーワードが網羅されていること、将来の市街地形成のあり方を視野に入れた検討が提案されていること、また、分析テーマ、分析・整理項目、情報収集方法等が具体的に記載されていることから、的確性、実現性があるものと判断し、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したものである。したがって本調査については、会計法29条の3第4項及び予算決算令第102条の4第3号に基づき、市街地における自転車利用の促進策に関する検討調査業務公益社団法人日本交通計画協会・株式会社ドーコン東京支店・株式会社日本能率協会総合研究所共同提案体と随意契約を行うものである。（企画競争）	11,998,800	11,998,800	100.00%	-	公社	国所管	5者	
特殊空間緑化ガイドライン策定検討調査	支出負担行為担当官 小関 正彦 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.5.7	（公財）都市緑化機構 理事長 奥水 肇 東京都千代田区神田神保町三丁目2番地4	本業務は、屋上緑化・壁面緑化等に関する新たな取組の普及や、発注者の緑化に対する意欲を高めることにより、都市における緑化空間の更なる拡大を図るため、新たな緑化の取組の優良事例を示すとともに、その施工や永続的な運営管理を実施する際の技術的配慮事項をとりまとめた特殊空間緑化ガイドライン（仮称）を策定することを目的とするものである。本業務の履行にあたっては、特殊空間緑化の優良事例の収集、事例の技術的分析、特殊空間緑化ガイドライン（仮称）策定に向けた検討を行うための能力が必要である。このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。企画競争実施のため、平成27年3月17日から4月8日までの期間、庁内内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、7者が業務説明書の交付を求め、期限内に1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。（企画競争）	9,998,640	9,936,000	99.37%	-	公財	国所管	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
集約型都市構造の実現に向けた土地利用・開発許可にかかる制度・運用のあり方に関する検討調査業務	支出負担行為担当官 小関 正彦 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.5.13	(公社)都市計画協会 会長 小川 忠男 東京都千代田区紀尾井町3-32	本業務では、集約型都市構造の実現に向け、土地利用制度・開発許可制度による土地利用の誘導機能を充実強化していくため、①市街化調整区域等における地区計画等の土地利用制度及び②開発許可に係る制度・運用のあり方に関する調査を実施し、その制度・運用について、コンパクトなまちづくりを推進する観点から、中長期的に改善すべき課題等に関する分析・検討を行うものである。 本業務では、各制度の運用実態調査・分析等に主眼を置くため、請負者の選定にあたっては、業務趣旨を的確に踏まえた妥当性・実効性の高い調査手法の提案、及び、調査の実行能力・都市計画に係る過去の類似業務経験等を重視した。このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・行程表・その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行った。 企画競争実施のため、平成27年3月6日から3月25日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、14者が業務説明書の交付を求め、3月25日までに3者から企画書の提出があった。提出のあった3者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市計画協会の企画提案が、業務趣旨を的確に理解したうえで妥当性・実効性の高い調査手法を提示しているほか、業務遂行能力が調査実施内容の実現性が高いものと認められ、他社と比べて優れていることから、同者が特定された。よって、本業務について、会計法第29条の3第4項および予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うこととする。	9,990,000	9,990,000	100.00%	-	公財	国所管	3者	
平成27年度 地積測量図作成等業務(その1) 地積測量図作成等一式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 松山河川国道事務所長 横尾 和博 松山河川国道事務所 愛媛県松山市土居町797-2	H27.5.26	(公社)愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 松山市南江戸1-4-14	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記など、土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。 地積測量図は土地の表示登記の中核となる書類であり、「不動産の表示に関する登記事務取扱要領(平成23年9月21日付け松山地方法務局訓令第27号)」に次のとおり定められている。「(地積測量図)第6条 16 地積測量図に作成者として署名し、又は記名・押印すべき者は、当該土地を調査し、及び測量した者とする。」 よって、本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行うことができる者は、当該土地の調査等を実施した上記の相手方に限定されるため、上記の相手方と地積測量図の作成及びこれに付随する諸業務について会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	2,204,895	2,204,895	100.00%	-	公社	国所管	1者	単価契約 最終契約金額は 1,218,053円
平成28年地価調査業務	支出負担行為担当官 土地・建設産業局長 毛利 信二 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.6.3	(公社)日本不動産鑑定士協会連合会 東京都港区虎ノ門3-11-15	本件は、地価公示法の規定に基づき標準地の正常な価格を公示するために行う業務であり、その結果は国民の社会・経済生活に重大な影響を及ぼすことから、標準地の選定、鑑定評価等にあたっては、実施についての基準等を定め全国的な整合を図る必要がある。また、標準地が全国の23,380地点に設定され、鑑定評価業務等に従事する約2,600人の鑑定評価員(以下「評価員」という。)も全国47都道府県に所在していることから、契約の相手方としては、本業務に関する必要な事項を全国の各評価員に効率的かつ正確に周知徹底することが必須であり、地域ごとの事情に応じて全評価員の業務の進行管理等を円滑に行うことができる連絡体制が必要である。このことから、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがらさわいしと判断し、企画提案書の募集について公示を行ったところ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会1者から企画提案書が提出された。 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会から提出された企画提案書の内容を評価基準に基づき評価を行い、企画競争有識者委員会からの意見聴取を踏まえた上で企画競争実施委員会で審議した結果、分科会の運営手法・手順について、支部などを通じた連絡・調整など効率的かつ有効的な運営手法が提案されているとともに、地価公示作業に必要な情報の整理・提供について具体的な提案が行われていると認められ、人口減少・高齢化等による地価下落や地域の活性化を背景とした地価動向など情報については、独自知見にもとづき、具体的な整理や提供の手法、手順が示されている。 また、担当予定職員の業務経歴等をみると、同種・類似の業務の経験があることから、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を契約の相手方として最適格者であると判断し、特定したものである。 よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会と契約締結するものである。	69,973,200	69,945,120	99.96%	-	公社	国所管	1者	
鉄道施設の液状化被害の軽減に向けた地盤改良工法の開発および実用化	支出負担行為担当官 石田 優 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.6.5	(公財)鉄道総合技術研究所 東京都国分寺光町2-8-38	本事業は、国土交通省技術基本計画等に位置付けられている国土交通省の交通運輸分野に係る政策課題の解決に資する研究開発を重点的に実施するものである。具体的には有識者から構成される「交通運輸技術開発推進委員会」において審議、決定された研究テーマである「交通インフラにおける老朽化対策、事前防災・減災対策及び的確な維持管理・更新-2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた強靱化対応-」について、対応する研究課題を設定し、研究開発を実施する。 本事業を実施するにあたって、国土交通省の交通運輸分野に係る政策課題の解決に資する研究開発について、最も有効なものを実施するためには、有効な提案の中から最も優れた提案を選定する必要がある。 企画競争を実施した結果、「鉄道施設の液状化被害の軽減に向けた地盤改良工法の開発および実用化」を提案した当該法人は、高い評価を受けて選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、当該法人を委託先として選定するものである。	14,717,047	14,709,600	99.95%	-	公財	国所管	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
河川等の水分野をとりまく諸活動の活性化に関する情報発信業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 池内 幸司 千代田区霞が関2-1-3	H27.6.8	(公社)日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5 麹町E.C.Kビル3F	根拠条文：会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号 本業務は、水管理・国土保全行政を推進していく上でカウンターパートとなり得る団体の活動内容の活性化、活動主体数の増加、活動主体同士の交流を促進させることを目的に、表彰制度の企画・運営を通して、より効果的な広報方針を検討し、広報活動を行うものである。 本業務の実施において、流域連携や次世代への活動の継承について着目し、国の施策との整合や活動特性に応じた分類を行う能力が必要となり、豊かな経験と高度な知識が求められることから、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、上記相手方の提案は、「実施方針・実施フロー・工程表等」、「特定テーマに対する提案」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争等審査委員会において認められた。 よって、本業務を最も適切に行える唯一の者として、上記相手方と随意契約を締結するものである。	29,743,200	29,700,000	99.85%	-	公社	国所管	1者	
港湾を核とした物流体系の構築による産業の活性化に向けた検討業務	支出負担行為担当官 大脇 崇 国土交通省港湾局長 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.6.11	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	本業務は、効率的な海上物流ネットワークの構築、臨海部における防災機能の強化を図ることにより、産業の立地環境のポテンシャルを向上させるための方策を検討するものであるが、これらの分析を行うにあたっては、我が国の社会情勢と国際情勢の変化や港湾物流に求める企業ニーズ、効率的な海上輸送ネットワークが果たす役割等の要因が複雑に絡んでいることから、産業の立地環境のポテンシャルを向上させるための方策を検討する際に考慮すべき着眼点を明確にすることができないため、使用を確定することが困難である。 以上により、専門的知識を有する者から企画提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された企画提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が高い評価を得て特定されたため、会計法第29条3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	39,803,238	39,420,000	99.04%	-	公社	国所管	1者	
道路情報等の効率的な提供方法に関する検討業務	支出負担行為担当官 深澤 淳志 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.6.11	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	本業務は、過年度の検討結果を踏まえ、道路管理者の行う情報提供内容の検討及びシステムの概略設計を行うことで、道路管理者による分かりやすく効率的な情報提供を図ることを目的とする。 本業務を遂行する者は、官民が行う道路交通情報提供に関する最新動向調査にあたり必要な知見を有し、道路管理者による情報提供の在り方を検討する能力に優れている必要がある。 このことから、担当者の知識や経験、及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案を求めて、それを評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て、発注することが適切であるため、当該手続きをもって随意契約先選定を行ったところである。 その結果、企画提案書を提出したのは公益財団法人 日本道路交通情報センター1者であり、提出された企画提案書を審査したところ「配置予定者の経歴、持ち業務の状況」、「技術者の業務の実績、経験及び能力」「業務実施方針及び手法」は業務を遂行するうえで妥当なものであった。 また、「特定テーマに対する提案」についても、具体的かつ実施可能と判断できる提案となっていたことから、その内容は妥当なものであった。 以上の理由から、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約を行う。	14,925,600	14,904,000	99.86%	-	公財	国所管	1者	
公共的空間における諸機能の確保方策検討業務	支出負担行為担当官 小関 正彦 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.6.16	公共的空間の活用推進共同提案体 代表者 (公社)日本交通計画協会 代表理事 中田 康弘 東京都文京区本郷3-23-1	都市施設については、公共が整備する施設等に加え近年では、民間が整備する公共的な空間や施設が増加している。このような都市施設の機能は、都市マネジメントの観点からも公共空間等と民間が所有する空間・施設とを一体的に確保していく必要があり、民間所有の空間・施設については、計画としての一体性と合わせ、安全・快適な空間等としての機能の確保を図ることが求められている。本業務は、民間が所有する空間・施設と公共空間を一体的に活用した空間における安全性等の諸機能確保に関する方策を検討するとともに、快適な歩行空間の諸機能確保に関する評価・検討を行い、効率的で魅力ある都市を確立するための方策について検討するものである。 本業務を行うにあたっては、交通計画に関する検討業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。その結果、上記相手方の企画提案は、歩行空間の諸機能確保に関する評価について、評価手法と簡便な計測手法を組み合わせた作業方針が提案されており、さらに、特定テーマに対する企画提案についても、海外・国内基準等の設定根拠から歩行特性や高齢化に対応した歩行者サービス水準の見直しに着眼点として含まれていることから、有益性、的確性において優れていると判断し、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を選定したものである。したがって本業務については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、公共的空間の活用推進共同提案体と随意契約を行うものである。（企画競争）	23,738,400	23,706,000	99.86%	-	公社	国所管	3者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
BRT導入にむけた都市の交通戦略作成に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 小関 正彦 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.6.16	BRT等導入推進共同提案体 代表者（公社）日本交通計画協会 代表理事 中田 康弘 東京都文京区本郷3-23-1	本業務は、コンパクトネットワークの実現に資する都市・地域総合交通戦略に関する検討と、BRT導入手法に関する検討・分析を行い、自治体における交通施策の取組を支援する手引き案等を作成することを目的とする。本業務を行うにあたっては、BRT等の交通施設導入に関する調査・検討業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、業務に活用可能な業務実績を有しており、さらに、各種計画（地域公共交通網形成計画等）との整合性の検討や都市の特性に応じた検討・自治体アンケートなどの提案がされており、また、都市・地域総合交通戦略の検討内容の反映や構想・計画・実施の各段階に分けた検討などの提案がされ、業務目的や課題・社会情勢等を理解した着眼点・作業方針となっていることから、的確性及び実現性があるものと判断し、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該共同提案体を特定したものである。したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、BRT等導入推進共同提案体と随意契約を行うものである。（企画競争）	19,861,200	19,818,000	99.78%	-	公社	国所管	3者	
都市地域におけるみどりによる防災・減災対策の推進調査	支出負担行為担当官 小関 正彦 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.6.16	(公財)都市緑化機構 理事長 興水 肇 東京都千代田区神田神保町三丁目2番地4	本業務は都市地域におけるみどりによる防災・減災対策について、地方公共団体の取組事例の情報収集を行うとともに、今後都市の強靱化に向けた緑地の活用やその機能向上に向けた取組を効率的・効果的に進めるための方策について調査検討を行う。本業務の履行にあたっては、大規模地震発生に伴う延焼防止対策におけるみどりの活用事例の収集や都市水害対策や土砂災害対策におけるみどりの活用事例の収集を行うための能力が必要である。このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。企画競争実施のため、平成27年4月1日から5月11日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、14者が業務説明書の交付を求め、期限までに7者から企画提案書の提出があった。提出のあった7者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	16,976,520	16,956,000	99.88%	-	公財	国所管	7者	
今日の課題に対応した既成市街地の再整備のための土地区画整理事業制度の改善方策検討業務	支出負担行為担当官 小関 正彦 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.6.16	土地区画整理事業制度の改善方策検討業務共同提案体 代表者（公社）街づくり区画整理協会 理事長 近藤 秀明 東京都千代田区紀尾井町3-32	本業務は、土地区画整理事業を用いて、官民の適切な役割分担のもと、土地の集約と都市機能誘導、土地の有効利用と公共施設再編等を推進し、既成市街地を再整備するためには、制度の改善等の検討が必要となっている中で、将来のあるべき都市構造や市街地整備のあり方を見据えつつ、既成市街地の再整備等における今日の課題を踏まえ、課題を解決するための土地区画整理事業制度等の改善検討等を行うことを目的とする。本業務の履行にあたっては、既成市街地の再整備等に関する土地区画整理事業制度等の改善のための情報収集並びに整理・分析、検討資料の作成を行う能力を有していることに加え、既成市街地の再整備等にあたり必要となる、土地区画整理事業制度等の改善のためのケーススタディを通じた検討・分析を行う能力を有していることが必要である。このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。企画競争実施のため、平成27年4月14日から4月30日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、12者が業務説明書の交付を求め、1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、土地区画整理事業制度の改善方策検討業務共同提案体の企画提案が特定に値するものであると評価されたことから、共同提案体が特定された。その内容は、目的・条件・内容の理解度が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。（企画競争）	16,956,000	16,956,000	100.00%	-	公社	国所管	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策の推進等に関する調査	支出負担行為担当官 小関 正彦 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.6.16	(公財)都市緑化機構 理事長 奥水 肇 東京都千代田区神田神保町三丁目2番地4	本業務は、第二約束期間において、条約事務局に提出する保全系緑化等による温室効果ガスの吸収量の算出に係るデータ作成や、都市緑化等による温室効果ガス吸収量の算定方法の精度向上のための調査等を行うことにより、都市緑化等による地球温暖化対策への貢献を促進することを目的とするものである。 本業務の履行にあたっては、我が国固有の樹種の年間バイオマス生長量の算定方法について新たな樹種を報告対象として追加することに向けた調査検討や、植生管理活動の対象となる活動面積の把握及び吸収係数設定に向けた調査検討を行うための能力が必要である。 このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。 企画競争実施のため、平成27年3月20日から5月11日までの期間、庁舎内掲示板及び調達情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、5者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」及び「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的確性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験等を有していることと判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	16,951,680	16,934,400	99.90%	-	公財	国所管	1者	
都市のユニバーサルに対応したまちづくりのあり方検討業務	支出負担行為担当官 小関 正彦 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.6.16	都市のユニバーサルデザインに対応したまちづくりのあり方検討業務都市づくりパブリックデザインセンター・国際開発コンサルタンツ共同提案体 代表者(公財)都市づくりパブリックデザインセンター 東京都文京区音羽2-2-2	まちづくりにおいては、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする取組を推進していくことが求められている。また、本業務は、ユニバーサルデザインの視点をより高めた移動機能の充実や移動性の確保方策についての検討、都市及び交通に関するデータと健康に関するデータ、医療情報、福祉情報との関連性についての分析、健康・医療・福祉のまちづくりにあつての課題の抽出方法等についての検討により、「健康・医療・福祉のまちづくり」の普及促進に必要な方策等の検討を行うことを目的とする。 本業務を行うにあたっては、健康、医療及び福祉施策に関する検討業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を理解し、特定テーマに対する企画提案についても、ユニバーサルデザインの視点を高めた移動機能の充実や移動性の確保方策、また、各種データを活用した課題分析に対し、段階的に詳細な検討を実施して進める手法で提案していることから、実現性において優れていると判断し、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したものである。したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき都市のユニバーサルデザインに対応したまちづくりのあり方検討業務都市づくりパブリックデザインセンター・国際開発コンサルタンツ共同提案体と随意契約を行うものである。（企画競争）	14,752,800	14,590,800	98.90%	-	公財	国所管	2者	
新技術の導入による公共交通の利用促進に関する調査検討業務	支出負担行為担当官 小関 正彦 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.6.16	(公社)日本交通計画協会 代表理事 中田 康弘 東京都文京区本郷3-23-1	本業務は、BRT導入に向けて、停留所のバリアフリー技術等の有効性や課題を整理したうえで、緑石改良による技術検証の社会実験を実施し、バス停留所の構造に関する課題と方策の検討を目的とする。 本業務を行うにあたっては、交通施設導入に関する調査・検討業務を行った実績を有していることなどが必要であり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い提案を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て発注することが適切であるため、価格中心による一般競争ではなく、当該手続きを行ったところである。 その結果、上記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示し、特定テーマに対する企画提案についても、業務に応用可能な業務実績を有しており、さらに、緑石の構造検討に加えて、主体別（事業者、利用者等、道路管理者）の運用上の課題検討やアンケートの実施などの提案がされており、また、運用上の具体的な課題（タイヤ摩擦）の検証や国内での試作品による検証等の提案がされ、業務目的や関係制度・課題を理解した着地点・作業方針となっており、自主研究による社会実験の実績もあることから、的確性、実現性及び独創性があるものと判断し、企画競争実施委員会及び企画競争有識者委員会にて当該法人を特定したものである。 したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、公益社団法人日本交通計画協会と随意契約を行うものである。（企画競争）	10,530,000	10,476,000	99.49%	-	公社	国所管	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
東日本大震災の津波により被災した市町村における市街地整備事業の調査業務	支出負担行為担当官 小関 正彦 国土交通省都市局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.6.16	東日本大震災津波被災市町村における市街地整備事業調査共同提案体 代表者（公社）街づくり区画整理協会 理事長 近藤 秀明 東京都千代田区紀尾井町3-32	本業務では東日本大震災の津波により被災した市町村における円滑な市街地整備事業のさらなる進捗を図るため、復興に係る土地区画整理事業及び津波復興拠点整備事業の進捗状況を調査し、両事業の基盤整備後に立地を予定している具体的な施設の内容や計画策定までのプロセスを調査するとともに、施設立地に関する基盤整備の課題を抽出し、要因の分析、解決方法の検討を行うことを目的としている。また、これらの課題は南海トラフ地震の津波による甚大な被害が想定されている地域における、津波被害に強い地域づくりを進めていくための課題にも共通することから、上記調査等を踏まえて津波防災拠点整備事業の計画策定に関するガイドラインとして整理するものである。本業務の履行にあたっては、土地区画整理事業及び津波復興拠点整備事業の施設立地に関する基盤整備の課題を抽出する上で各々の事業の特性を理解していることや、津波防災拠点整備事業の計画策定に関するガイドラインを検討するにあたり、既成市街地外に防災拠点を整備する場合における都市のコンパクト化の観点からの課題を認識している必要がある。このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続きを行ったところである。企画競争実施のため、平成27年4月22日から5月12日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、13者が業務説明書の交付を求め、2者から企画書の提出があった。提出のあった2者の企画書の内容について、評価者3名による匿名審査方式で書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「都市局企画競争有識者委員会」に諮った結果、東日本大震災津波被災市町村における市街地整備事業調査共同提案体の企画提案が、他者と比べて優れていることから、共同提案体が特定された。その内容は、目的・条件・内容の理解度が高く、本調査を確実に遂行できると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を行うものである。（企画競争）	9,914,400	9,914,400	100.00%	-	公社	国所管	2者	
臨海部における防災拠点の整備・運用方策検討業務	支出負担行為担当官 石田 優 国土交通省大臣官房会計課 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.6.16	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	本業務では、南海トラフ地震等の津波を伴う大規模地震に備え、東日本大震災の教訓等を踏まえた臨海部防災拠点の課題整理を行う。また、既存の臨海部防災拠点の整備の基本方針の見直しのための検討を行うとともに、有識者のご意見を伺いながら、津波を伴う大規模地震に対しても効果的な運用を担保するソフト施策や早期復旧に資する事前対策を含む「臨海部防災拠点マニュアル」の改訂案を作成するものである。防災拠点の整備の基本方針の検討にあたって、必要な機能や構成施設の規模の考え方について検討すべき項目が明確でなく、事前に仕様を確認することが困難である。このため、港湾の防災拠点に関する専門的知見を有するものから検討の着眼点について企画提案を募り、評価を行った上で採用するとともに、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が最も優れた成果を期待できるため、企画競争方式により発注することが適切と考え、国土交通省港湾局企画競争等実施要領に基づき企画競争を実施した結果、当該法人が最も高い評価を得て特定されたため、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。	9,217,725	9,072,000	98.42%	-	公社	国所管	2者	
平成27年度 事業用自動車等にかかるマクロ並びにミクロの観点からの交通事故分析並びに交通安全対策検討業務	支出負担行為担当官 深澤 淳志 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.6.18	(公財)交通事故総合分析センター 東京都千代田区猿樂町2-7-8	本業務は、事業用自動車、高齢者、歩行者等、集中的な交通安全対策が必要な属性についてマクロ分析から抽出するとともに、これら属性についてミクロ分析を行うことで属性毎の交通事故の特徴を把握し、道路構造面での交通安全施策の検討を行うものである。本検討にあたっては、事業用自動車等事故と事故発生要因の因果関係並びに事故要因と効果的な対策の関係について十分な知識を有することが必要であるとともに、それらの裏付けとなる過去の事故に関するデータを有することが必要となる。事業用自動車等の交通事故に関するデータについては、道路交通法第百八条の十六により交通事故の発生に関する情報を有しているのは(公財)交通事故総合分析センターのみである。また、(公財)交通事故総合分析センターは道路交通法第百八条の十四により ① 交通事故の実例に即して、道路交通や運転者の状況、その他の交通事故に係る事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査を行うこと ② 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的として、事故事例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料を分析すること ③ 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的な調査研究を行うこと等を業務とし、本業務の遂行にあたっての十分な知識及び専門的な技術を有している唯一の機関である。従って、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号により、(公財)交通事故総合分析センターと随意契約を行うものである。	24,829,200	24,732,000	99.61%	-	公財	国所管	1者	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
軌道におけるバリアフリー化のための新技術等に対する許認可方針等に関する検討業務	支出負担行為担当官 深澤 淳志 国土交通省道路局 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.6.29	(公社)日本交通計画協会 東京都文京区本郷3-23-1	本業務は、軌道敷設形態の多様化に合わせて、歩行者等の安全対策やバリアフリー化の観点から、新技術等を用いた軌道構造等の課題検討、許認可上の課題整理及び検証並びにたわみ軌道に対応した舗装構造の検討を行うものである。 実施にあたっては、軌道についての社会的ニーズや技術動向、関係法令等の位置づけ、課題とその対策に関する豊かな経験と高度な知識が必要である。 このことから、技術者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案をしていただき、それを評価し、優れた提案を特定する企画競争に基づき提案書の審査を行った。その結果、実務実施能力における総合的評価において優れており、本業務を遂行し得る十分な能力を有する業者であると認められた。 以上の理由から、上記業者は本業務を実施し得る唯一の者であると判断し、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の規定により、随意契約を行うものである。	6,987,600	6,836,400	97.84%	-	公社	国所管	1者	
東京湾における管制一元化に係る調査・研究	支出負担行為担当官 海上保安庁次長 佐藤 善信 海上保安庁 東京都千代田区霞が関2-1-3	H27.6.30	(公社)日本海難防止協会	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令102条の4第3号(企画競争)	14,947,200	14,947,200	100.00%	-	公社	国所管	1者	

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。